

平成29年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成29年3月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成29年3月9日 9時30分			議長	坂口久信
	散会	平成29年3月9日 11時08分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	待永るい子	出	7番	平古場公子	出
	2番	竹下泰信	出	8番	川下武則	出
	3番	田川浩	出	9番	久保繁幸	出
	4番	坂口久信	出	10番	末次利男	出
	5番	江口孝二	出	11番	下平力人	出
	6番	所賀廣	出			
会議録署名議員	9番	久保繁幸	10番	末次利男	11番	下平力人
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	岡靖則		福田嘉彦			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	岩島正昭	環境水道課長	藤木修		
	副町長	永淵孝幸	農林水産課長	永石弘之伸		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	大串君義		
	総務課長	川崎義秋	建設課長	土井秀文		
	企画商工課長	田中久秋	会計管理者	大岡利昭		
	財政課長	西村正史	学校教育課長	野口士郎		
	町民福祉課長	松本太	社会教育課長	峰下徹		
	健康増進課長	小竹善光	太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年3月9日（木）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第2 議案第2号 平成28年度太良町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第3 議案第3号 平成28年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第4号 平成28年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第5号 平成28年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 議案第6号 平成28年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第7号 平成28年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第8号 平成28年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 議案第1号

○議長（坂口久信君）

日程第1．議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑ありませんか。

○6番（所賀 廣君）

お尋ねしたいと思います。

歳出のほうの7ページの、項からいきますと2項29目の節25積立金についてでございますが、これはふるさと応援基金の件ですが、これは法人、個人の方いろいろおられると思いますが、法人、個人あるいは純粋な太良町出身者、この辺の内訳としてはわかっていますでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えします。

寄附者のそれぞれの個人の出身等については、今ここに資料を持ち合わせておりません。
以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

手元にないというのはおかしいと思います、これは。当然質問が来ると思いますので、その辺はちゃんと準備しておいてもらいたいと思いますけど。後でお願いします。

それと、1月から12月まで12カ月あるわけですが、月別にすると12月あたりに集中して多くなるのかどうか、この月別もわかりませんか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

寄附件数につきましては大体4月から、28年度の実績ですけれども、4月から8月にかけてはおおむね件数といたしまして1,000件程度の件数となりますけれども、その後9月、10月、11月、12月は大きな伸びになるというふうになっております。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

これを聞いたかったのは、恐らく税の申告あたりで1月から12月までが対象となる方、法人の方にしてはその決算期がずれると思いますけど、個人の方だと多分12月までに当然税金関係の申告の関係で多いかなという感じがしておりますので聞いたわけですが。

あと、金額的にいろんな1万円とか2万円とかあるでしょうけど、金額的に一番多い寄附額というのは、ふるさと納税額というのはどの金額が一番多いですか。

○財政課長（西村正史君）

多い金額ということですが、大体1万円程度が件数として割的に多いかというふうに思っております。それから、高額の寄附ですけれども、50万円の寄附というのが数件ございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（末次利男君）

今回の専決処分ということで、予定を大幅に上回る寄附が集まったために専決処分ということで議案として提出をされておりますが、この専決処分そのものについて質問をいたします。

もちろん法の規定による専決処分というふうに思っておりますけれども、この法の規定する専決処分は4項目あります。その中でも、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないという項目があります。これに沿った今回の専決処分だろうというふうに考えますけれども、この専決処分をする場合において、この手順、起案から決定までどのようになる

のかお尋ねいたします。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

今回の専決につきましては、先ほど議員御案内のとおり地方自治法179条の規定に基づいて行っているところでございます。本来ならば、皆様をお願いして臨時会といった形で臨時会を開催してここで議決というふうなところが本来のやり方というふうに思いますが、28年度の年末にかけまして、こちらのほうも想定を大幅を超えるような件数がございました。その中で、今度は歳出のほうに係る分ですが、寄附件数に応じて歳出の返礼のほうも上がってまいります。この歳出のほうがなかなか数というのが見えづらいところがございます。その専決の時期というのかなりこちらのほうにも苦慮しているところがございます。この返礼にどのぐらいかかるのかというところで、当初補正で6億円ということで見込んでしておりましたけども、どうしてもこれじゃあ間に合わないということで、12月分の支払いもちょっとどうなるかわからないというところがございます。急に専決ということをお願いしたところでございます。

手続でございますけども、今回は財政課になりますけども、担当課のほうから今度の専決補正予算の見積もりを出すと、その見積もりを中の査定等を得て、専決をしてよろしいですかというような起案のもと最終的に決裁がおりて、その分での決定となると。しかしながら、その法に書いてありますとおりに、この専決については次の議会で報告して承認を求めなければならないというふうな決まりがございますので、きょうの議案に至ったというふうなことでございます。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

そのことは十分理解をしております。本当にこの辺の見きわめですよ。真に緊急性を要する場合、法第101条第5項の規定によって3日間の告示を待たずに前日告示で議会が開かれるということになっております。今回の専決は29年1月16日付で専決処分をされております。要するに、この専決処分というのは、執行機関によって予算編成、議決、そして執行までを、いわゆる町の意味決定を執行部だけであるということです。私は、今回の判断は甘いとか辛いとかそういう意味で言っているものではありません。特に今回は、先ほど言われたように予定を大幅に上回る寄附者があったということで、これは喜ばしいことです。それゆえに、やっぱり議会も関心が高いことです。そういったことで、29年1月16日付で専決をされた、要するに3日前に臨時会の準備をすれば十分間に合うとですよ、ここは。前日告示すれば議会は開かれるわけですから。

それで、そういったことで、今回開会の6日の日に議会活性化特別委員会の委員長が議会活性化に関する最終報告をされました。要するに、それ以前の問題だというふうに思ってお

ります。要するに、この活性化というのは議会が議会らしい活動をしているのか、するためにいわゆる今の分権社会にふさわしい議会であるのか、これを目指してこういった議会改革特別委員会を開会して議論をしているわけでございますので、この辺は我々としては非常に譲れないところです。要するに、見方によってはこの議会制民主主義の根幹にかかわることです。

それで、今上峰町、それから各市が非常に議会に関することで住民からのいろんな問題が惹起しております。それは、やっぱり二元代表制の中で議会の行政のチェック機能が十分果たされているのかということが住民の大きな批判の的になってる。そういうことから考えて、ここはもう少し慎重にしていきたいと思っております。

それで、この議会改革の機運が高まった今の時点では、多くの町村議会が通年議会を制定しております。というのは、まさに専決を許さないよという一つの議会としての対応です。そういったことで、今回その辺が私は本当に前日告示で臨時会が開かれなかったのか、それでまた、どうしてもされないなら、やはり議長に全協あたりを要請して、実はこうこうだと、状況はこうなっているんだと、ついては専決が必要だという報告でもしていただきたいというふうな申し入れも私もしております。その件については、それも対応できなかったのかお尋ねいたします。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

議員ごらんとおり専決の重要性については十分認識をしていたつもりですけども、どうしても先ほど申し上げたとおり、なかなかつかめなかったところがございます。しかし、1日前にできたんじゃないだろうかということでございますけども、今後そういったところも十分反省、改めて認識して、今後臨時会等も含めて検討していきたいというふうに思います。今回は大変申しわけございませんでした。

○10番（末次利男君）

もう少し言わせていただきたいというふうに思います。

要するに、この議会の役割というのは町民の代表機関であります。そういったところで、町民を代表して十分な審議を尽くして議決をすると、これは予算審議です。そして、議会の意思、いわゆる議会の決定意思を踏まえて予算執行ができたのか、これを検証するのが決算です。この2つが唯一私たちに与えられた権限なんです。これを、議会の権利を放棄するという一方ではなるわけです。それで、もう一方を考えれば、執行部側の議会軽視ということにもややもするとつながるといふふうに思いますので、この件についてはぜひとも、先ほど財政課長が言われたように起案する担当課あたりは十分検討して、今後専決については慎重に取り扱っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第2号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第2号 平成28年度太良町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

質疑の方ありますか。

○6番（所賀 廣君）

補正予算書の17ページを見ますと、項の5入湯税の節の1、2についてお尋ねをしたいと思います。

それぞれ減額、増額がありますが、節1の現年課税分77万円、それから2の滞納繰越分20万7,000円、まずこの2つの金額についての説明をお願いしたいと思います。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

入湯税の現年課税分の77万円の減額でございますけれども、通常だったら当初予算程度には歳入が見込めるんじゃないかということだったんですけども、今年の、はっきりしたことは言えませんが、4月の熊本地震があつて、九州内のどの自治体でも同じだと思うんですけども、風評被害等で宿泊客が減少したということが大いに影響したということで、5月、6月、7月ぐらいの宿泊客が減少したというような影響で見込みを立てて減額といたしております。

それと、入湯税の滞納繰越分の20万7,000円ですけども、27年度の滞納分が28年中に納められたということで、今回滞納繰越分のほうに計上をいたしております。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

この入湯税につきましては、決算委員会あたりでも滞納がある例が今まで多かったと思います。これは、当然お風呂に入られて150円の入湯税を預かれるわけですから、本当であればこの預かり金はきちっと納めていただくのが本当かと思います。あくまでも預かり金を払っていただくということですので。まだこの年度は終わっておりませんが、今年度の見通しといたしますか、見込みといたしますか、ここの滞納がないように指導のほうもお願いしたいと思いますが、その点はどういうふうに感じられますか。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

議員さんおっしゃるとおり、あくまでも預かり金ということですので、そこら辺を再三特別徴収という形で預かって納めていただく旅館さんにおいては、ほとんどがちゃんと納めていただくんですけど、やはりそういう経営状態がというようなことでなかなか納めきれない、申告もおくれがちというような方もございますので、とにかくほかの支払いを差しおいてでも、あくまでも入湯税というのはお客様からの預かり金ということですので、真っ先に納入してくださいということで何回もこちら当然申すわけですけども、やはり対応していただけないというようなことですので、現年度分については5月までの猶予がありますので、また何回も赴いて滞納にならないように指導をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○8番（川下武則君）

関連ですけど、この入湯税が昨年度からしたら減っているといたしますか、実際2ページを見れば入湯税自体が56万3,000円も減っているということは、さっき課長が言うように熊本地震の影響もあったかと思うんですけど、正直なところ海浜温泉という知名度といたしますか、そういう部分が非常に薄いんじゃないかというふうに感じてるんですけど、そこら辺でもうちょっと商工企画のほうでもPRしたりとか、もうちょっとお客さん呼び込んでするとか、そういうのをやってもらえたらと思うんですけど、そこら辺はいかがですか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

広報につきましては、情報誌と広告を載せたり鋭意努力しております。今年度につきましては、博多駅ビルへの広告等も行っております。そういった面で、いろいろな方法を取りながら広報には努めていきたいというふうには考えております。

○8番（川下武則君）

嬉野温泉なんか「温泉に入っただけで美人になる」というふうなキャッチフレーズでやっていますんで、もしよければ海浜温泉ぐらいは「入ればいい男になる」とか、そういうふうな違うまた意味でキャッチフレーズといたしますか、そういうのをもうちょっとどんどん出し

てもらいたいと思うんですけど。本当ちょっとしたきっかけといいますか、お客さん呼び込むのにはどうしてもそこら辺が大事じゃなかなと思うんですけど、ただ月の引力が見える町だとか、そういうのはありふれてきたといいますか、そこでやっぱり少しでも変えるやつを皆さん知恵出してやってもらえればと思うんですけど、再度答弁お願いします。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

議員の意見を参考にしながら、かに旅館組合、観光協会、行政と連携して広報に努めていきたいというふうに考えております。

○9番（久保繁幸君）

温泉組合の組合長として一言。

今、川下議員、太良海浜温泉と言われましたけど、太良竹崎温泉でございますので、その辺は間違いなく広報等々はやっていただき。

それから、今さっき所賀議員からもありました現年度の入湯税、その未払いがどれぐらいあるのか。5月まで猶予があると言われたんですけど、その辺猶予があるのを延ばし延ばしでいったらこういうふうな滞納金が出てきますんで、これはなるだけ毎月納めていただくような方法をとっていただかないと、私のほうの会計もまたちょっと困りますんで、その辺はどうか、私はしょっちゅう言ってるんですが、執行部のほうからでも十分伝えていただき、ちゃんと徴収をしていただきたいと思います。今の現時点での未納、それはどれくらいになっておりますか、28年度分わかるとる分だけでも結構ですが。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

申告があつて未納額というのが出ているのは今現在ではないんですけども、24万円ほどの申告があつて納めてないというのが未納であるわけですけども、その以前に申告をされていない事業者が数件ございます。申告をされてないと未納額が幾らというのもちょっとわかりませんので、とにかくまず申告をしてくれと。翌月の15日までに申告する義務がありますけども、それすらされていない旅館さんが数件ございますので、まずはそこをちゃんと毎月毎月ということで言うておりますけどもなかなか現実的には難しいと、こちらも再三言うわけですけども応じてもらえないというような状況でございます。そこら辺が一番苦慮するところではございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

今言われたように、やっぱり申告をしていただかないと未納額もわからないということでありますので、まずは申告なりとも毎月やっていただくような指導をやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○2番（竹下泰信君）

この補正予算の第5号の20ページの目という3番の教育費の国庫負担金についてお尋ねしたいというふうに思います。

補正前の額が2,662万2,000円で、補正額については3,200万円ほど上がってますけども、この補正前のよりも補正額のほうが大きいということになってます。節のほうをしてみますと、小・中学校の負担金がマイナスの1,000万円ほど、保健体育費の負担金が4,200万円ほど上がってますけれども、説明のところをしてみますと、どちらも学校施設環境改善交付金ということになってます。いずれにしろ交付金になってますので、その辺の違いと、流用というか、そういうプラ・マイできないのかどうか、それについていかがでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

教育国庫負担金の小・中学校費の負担金の1,031万円につきましては、空調を整備するために国庫をいただくようにしておりましたが、国の方向性として耐震化のほうを優先するという事で不採択とこの事業についてなりましたので、この額を補正減するという事でございます。

保健体育費の負担金の4,231万6,000円につきましては、給食センターにかかわる交付金でございます。この金額につきましては、当初もう議員さん御承知のように平成28年度、29年度継続事業で進めている事業ですけど、29年度の事業分の交付金が前倒しで28年度に国の2次補正予算で交付決定をいただいたということで、したがって、29年度には交付金の歳入は上がってきませんが、28年度で3月議会の今回増額補正ということで、ここに金額が4,231万6,000円上がっているところでございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

給食センター関係の交付金というようなことですが、これについては使い方については指定されてるんですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

本体にかかわる事業費、さらに炊飯とか厨房、その他給食センターアレルギー除去室とか、そういった部分を全体的に含んだ金額でございます。

以上です。

○3番（田川 浩君）

補正予算書の41ページ、環境衛生費、4番です、家庭用合併浄化槽の設置整備事業費補助

金ということで872万6,000円の減額となっておりますけど、これにつきましては、先日の町長の答弁のほうで当初の予定件数を下回ったためということだったと思いますけれど、まず予定件数が幾らぐらいだったのが、現在幾らぐらい設置されたのか、そこはどうでしょうか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

当初計画といたしましては、5人槽6基、7人槽34基の合計40基で計上しておりました。結果としまして、5人槽は8基、7人槽17基、10人槽1基という実績で終了するという見込みで、合計26基に変更したためにこの補正に及んだところでございます。

○3番（田川 浩君）

当初40基の予定が26基ということで減額になったということですけど、昨年も実は実績的には26基だったと思います。なかなかこの浄化槽の設置につきましては県の補助金もありますし、それに町単で上乗せしてやっているわけですが、なかなか昨今設置数が伸びていないというのがあると思いますけれど、担当課としてどうしてこういう、横ばいですよ、横ばいになっているのか、いまいち伸びがないというのはどういった原因だと思われるのでしょうか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

当町がとっております浄化槽の普及の形態といたしましては、個人設置型というものを採用しております。これにつきましてはどうしても、今補助金等上乗せ補助までいたしまして浄化槽の設置費のほぼ60%以上は補助金で賄っている状況で、にしてもやっぱり40%近く個人さんの負担が伴うと。その部分がどうしても、欲しくてもすぐになかなか手をつけられない部分があるかというふうに思います。

○3番（田川 浩君）

わかりました。今後、またそういったものもあるかと思いますが、啓蒙ですとか町民さんへの、そういった点で対応したもらいたいと思います。

最後になりますけど、直近でいいです、わかっている部分で今の汚水処理率、大体どのぐらいになっているのかわかりますでしょうか。済みません、すぐ出なかつたらあれですけど。また予算のときに聞きますのでそれで結構ですけど。

○環境水道課長（藤木 修君）

いや、わかります。

○3番（田川 浩君）

いいですか。

○環境水道課長（藤木 修君）

申しわけございません。

27年度末で浄水普及率が40.28%になっております。今年度の事業結果、まだ数字を出しておりませんが、これに約2%ほど、42か3%ぐらいまでは向上する見込みでございます。

○7番（平古場公子君）

39ページの児童措置費、施設型給付費負担金、これは提案理由の中にはありますけど、公定価格の改定や低年齢児童の増加など、本年度の実績見込みによる増額でありますということですけど、公定価格というのは国、県の補助金だと思いますけど、これはどうして今回の補正で上げられているのかお尋ねをいたします。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

まず、公定価格ですけども、この公定価格は各保育園の園児の国の基準額でございます。1人頭幾らという金額でありますけども、今回この公定価格が改定をされました。何で今の時期に補正をするのかということですけども、これが12月に国のほうから指示がございまして、通知が参りまして、4月にさかのぼってこの価格で計算をして出すようにということでございました。それで、この公定価格の変更の内容は、特に保育士さんの処遇改善の加算ということで幾らか加算がなされておりますので、当初予算で計算をしておりました金額よりも若干上がりました関係上補正をお願いをしたところでございます。

なお、今回子供たちの数もふえまして、特にゼロ歳児、1歳児、低年齢の子供たちになれば価格が非常に高うございます。それで、その人数が10月から今現在で12名ほどふえております。これもまた予算がはね上がる要因になったところでございます。

以上です。

○7番（平古場公子君）

ゼロ歳から今回何名ぐらいの予算が上がってるんですか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

保育所の運営委託料のほうで7名ふえております、ゼロ歳児が。あと、1歳児が1人と2歳児が2人ということになっております。

○2番（竹下泰信君）

42ページの農業振興費についてお尋ねしますが、補正前の金額が8,354万7,000円ということになってます。補正額がマイナスの804万円ということになってます。約1割ほど減額補正ということになっておまして、説明の内容をみますと、有害鳥獣防止対策補助金がマイナスの70万円ほど、青年就農給付金が480万円ほど、それと親元就農給付金についてが290万円ほどになってます。この減額補正された理由についてお尋ねしたいというふうに思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

農業振興費の減額についてでございますけれども、先ほど言われました項目の有害鳥獣駆除対策補助金の増額については、イノシシ等の捕獲頭数の増加によるものでございます。また、有害鳥獣被害防止対策補助金につきましては、当初見込んでおりました事業に満たなかったというようなことで、実績によるものでございます。そのほか青年就農給付金等については、当初見込んでおりました新規就農者の数が予定よりも少なかったというようなことでございます。また、親元就農給付金についても同様なことでございまして、当初予定しておりましたよりも実質少ない件数で終わったというようなことでございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

有害鳥獣の被害防止については69万7,000円のマイナスになってますけれども、イノシシの発生が多かったということですが、それでマイナスにしたということですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

有害鳥獣の被害防止のほうに関しましては、ワイヤーメッシュとか電気柵とかそういう被害防止のほうの事業でございまして、それが実際当初の計画よりも実施施工のほうが少ないということでございます。ただ、一番当初の有害鳥獣駆除対策、それは捕獲駆除のほうは当初見込んでいたよりも多く捕獲されたというようなことで増というような形で処理をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

青年就農給付金が480万円ほど減ってます。現在、青年就農給付金を給付されている方、それとその下の太良町親元就農給付金についても280万円、290万円近くマイナスになってます。これについても、太良町独自の給付制度ですので有効にすることが大事ではないかというふうに思ってますけど、280、90万円ほどマイナスにしてますけれども、これについてもどれぐらい給付を受けている方がいらっしゃるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

現在、青年就農給付金ですけれども、これにつきましては12件、そのうち夫婦が3件というようなことになっております。それと、親元就農給付金でございますけれども、これにつきましては、現在8名の方がこの給付金に該当するというようなことで、現在最終的な処理をする段階に来ておるところでございます。当初のほうは、やはり新規事業でもありましたし、できるだけ多くの親元就農を確保したいというようなことで多く見込んでおりましたけれども、実質的には8人とどまったというようなことでございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

いずれの給付金についても、資格があるのにとっていない方、給付資格があるのに給付されていない方というのもしゃるんですか。把握はどうされていますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

親元就農給付金については、こういう制度がございますというような広報も行っております。まして、そのほかにも個人さんからの聞き取り等々もあっておりますし、私たちが見る限り該当されるであろうというような方についてはその都度話等を行いながらしていらっしゃるところでございます。今後においても、そういう形でできるだけ発掘に向けての私たちのほうも努力はしていきたいというようなことで思っております。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○6番（所賀 廣君）

46ページの8項の目の2道路維持費のところなんです、これのり面の保護補修事業ということになってます。これ説明書を読みますと、国の交付金が予定額を下回る配分になったことに伴う事業費の減だというふうに書いてありますが、ここちょっと具体的に、なぜ交付金が下回ったのか説明をお願いします。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

当初予算では、のり面事業につきましては毎年5,000万円ほどの要望を出しております、国のほうに。それで、国のほうからの交付金の決定額が今のところ50%ぐらいの交付金がつかない状況でございますので、そういったことによって満額要望どおりいただければ工事も進みますけれども、現在そういったような状況でございます。

○6番（所賀 廣君）

その亀崎からの破瀬ノ浦のところですが、随分前から計画されていたと思います。実は、きのうちょっと見に行ってみましたところ車が入れんで、通行どめのバリケードがありましたので歩いてみましたけど。今年度工事完了した部分が今足場を組まれておりましたけどあの部分だけになったのか、もうちょっと手前んともう少しきれいかけど、えらい汚れとんねとか葉っぱもいっぱい落ちとんねと感じたんですけど、今の足場を組んであるところが今年度の工事だったということでしょうか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

毎年、ことしで3期目で行っております。それで、議員言われますようなバリケード、足場を組んだ何メートル、今ちょっと宙に覚えておりませんけれども、そこら付近が今年度の

事業の区域間になってます。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

ようと見たぎこれ何か知らんが十字架のごたっとのコンクリートのぼっつけてあるとですけど、その上のほうにペンキか何かでしようけど1番とか2番とか3番とか書いてありましたけど、最終的にはあれが何番までいくのか。

それと、その十字架のコンクリートができた十字架の真ん中に、これぐらいの何か金属というんですか、何やろかと思うほど出とったです、コンクリートから。あれはどういった役目をするのか。この2点教えていただきたいと思います。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

1番目の番号ですけれども、その番号につきまして、毎年とった業者のつけておる番号で、何番までいくというのはちょっと把握をしております。

それと、今言われますようにその十字ブロックの中のセンターの金具のことですけれども、それはせっかく押さえた部分をまた雨水等によって崩壊しないように、奥のほうにアンカー打ちのような状況になっているようなことで御理解お願いしたいと思います。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○1番（待永るい子君）

48ページの防災費ですけど、13番の委託料について、誰にどのような内容の調査を委託されるのでしょうか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

この委託料につきましては、戸別受信機の設置に係るものであります。戸別受信機を設置する場合に、伝搬調査というのを行います。電波が確実に届いているかどうかの。当初計画では、今回100台大体設置する計画でありましたので、設置業者のほうにまず伝搬調査を行いまして、そして設置工事を行うという計画をしておりましたが、地域的にまとまったところがありましたので、まずその伝搬調査を取りやめまして、職員によって関係者宅に配付をまずいたしました。配付をしたところ、電源を入れるだけで受信可能といったのが約3分の1ありましたので、残りの3分の2について町内業者の方で入札を行いまして、設置工事を実施しました。そのときに、その町内業者の方でアンテナを一応調整してもらって受信できるかどうかということで行いまして、当初計画で上げておりました設置業者による伝搬調査を今回行わなかったというものであります。

以上です。

○1番（待永るい子君）

関連して15番ですけれども、戸別受信機を設置するのに工事の請負というのが要るのかと思って。実は、うちもつけてもらったんですけど、それこそ役場の職員の方が持ってきて中に置いてそれで終わりだったので、特別この請負というのが発生するのかどうかお尋ねしたいと思います。

○総務課長（川崎義秋君）

設置をする場所によって電波が届きにくいというところがあります。そういったところには、屋外にアンテナを立てなければなりません。そのアンテナを立てて、屋内のほうに配線をするので、戸別受信機本体に。今回そういったものが先ほど申しあげました3分の2近くありましたので、その工事請負費ということで町内の業者さんをお願いしたところです。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○2番（竹下泰信君）

43ページの、目でいう4の特産地づくり推進費についてお尋ねいたします。

この推進費につきましても、1,253万円ほどマイナス補正ということになりまして、せんだつての説明では事業の取り下げや入札による対象事業費の減ということで説明を受けましたけれども、具体的中身についてお尋ねしたいというふうに思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

具体的な詳細ということですが、数項目ございますけれども、1つは、当初の施工面積よりも実施面積が減少したというようなケースもございます。また、当初6名とかで申請を行っておられたところが、実質的には4名、施工人数の減少、またそのほかといたしまして、施設等の整備に関しまして、入札等で当初金額よりも少なく入札ができたということで、入札減というようなこともございます。そのほかとしましては、申請段階ではよしとして行っていたところですが、詳細の申請段階で採択要件に合わなかったというようなところで取り下げをされているところもございます。また、自己資金等の確保ができなかったというようなことで、本人からの取り下げ等々にもこの中に含まれております。そういうことが総合的に発生した関係で、このような減額というような形になっておるところです。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

面積の減という説明がありましたけれども、面積についてはその施設面積というか、それが減ったということではよろしいんですか。

それと、6名の申請があつて4名しかなかったというようなことですが、これにつ

いては、いわば2人の方につきましては要件が合わなかったということですか。それとも、個人の都合というか、事業そのものを取り下げたということによろしいんですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

面積の減少ということでございますけれども、これについては施設の整備面積の減少というようなことでございます。

それと、対象者の減少というようなことで2名引かれておりますけれども、それについては取り下げというような形での最終的な形になっております。

○2番（竹下泰信君）

入札による対象事業費の減ということは、当初予定しておりました入札よりも、入札価格が安かったという理解でよろしいんですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えします。

当初は見積書の提出をもって申請事業費というような形で行っております。そこで、最終的に本人が入札をされた結果が、当初の事業費よりも安く請負がなされたというようなことでございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○6番（所賀 廣君）

47ページの8項、目の3の節13と15、それぞれなんですけど、これは亀ノ浦の住宅を当時計画しておったが、PFI方式などの採用などによって事業計画を見直したということになってますが、前1回質問したことがありますけど、そこ一応駐車場を中心として北側の山というんですか、土手というんですか、そこを2メートルほど削る話とか、あるいは上のほうの西側のほうの田んぼ、畑をずっと、どれくらいあるかわからんですけど購入するとか、公有水面、水路を越えて南側のほうの畑を購入するとか、その辺の話があってございましたが、その後どうなってますか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

先ほどの進捗状況と捉えてよろしいでしょうか。

工事につきましては、先ほど議員言われますように町長の提案理由の中でもPFI事業を多良のほうに計画しましたので、そのことについて28年度で上げておりました設計とか住宅の建設事業、今回不用額で落とさせていただいております。

それと、町の用地の上のほうの畑につきましてはの用地は、ことし1月に契約が整いまして、購入したような状況であります。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

ことし1月に購入したということですが、全体的に見て今の駐車場とその購入した土地あたりを含めるとどれぐらいの広さになりますか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

今回購入した面積が1,723平米ほどありますので、まことに申しわけありませんけど確実な数字は今資料を持ち合わせておりません。

○6番（所賀 廣君）

それと、亀ノ浦ですけど、幸い果協跡地にはPFI事業としてされるようになってますが、亀ノ浦はどうしてそのPFI方式というのが採用できなかったのか説明いただけますか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

全くPFIが採用されないということではございませんけれども、多良も大浦も同時ということじゃなく、まずは多良のほうで出発してみようということで今動き出しております。それで、また多良のほうを終了した場合には、またPFI取り入れる、また単独で行う、そのようなことを協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（末次利男君）

55ページ、5目13節の給食センター施設整備事業費9,777万2,000円についてお尋ねいたします。

先ほど20ページの中で質問がっておりますように、今回国の2次補正で前倒し予算だということを説明をされましたけれども、今までの私の記憶では、こういった類いのものはほとんどが繰越明許で対応されていたということでもありますけれども、今回8ページの継続費の補正にも補正をしてあります。要するに、28年度と29年度2カ年の事業ですけれども、今回の補正額をここに上げてありますけれども、これは今年度で対応できるということでもちろん上げてあると思っておりますけれども、それは可能ですか。予算執行です。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

この継続費の内容ということですが、今回の補正の中で総額は同じですけども、年割額ということで28年度の方で増額となっております。この増額になった分が、先ほど学校教育課長から説明のあったとおり、本来29年度でもらう予定の交付金が、28年度の国の2次

補正で交付ができるようになったというふうになっております。国の2次補正が28年度の交付金となりますので、したがって、それに伴う歳出についても28年度の予算で計上するということとなります。しかしながら、時期的にこの補助事業分についての施工というのが難しいということで、この継続費の中での逐次繰り越しといった予算措置になってまいります。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

今の説明で大体はわかりましたけれども、この補正の財源内訳を、55ページですけども、もちろんこの10ページで先ほどあったとおり地方債の補正で6,800万円してあります。それとあと、20ページの中で学校施設環境整備、今先ほど言われた4,231万6,000円、その他で補正を減額1,033万円。そこで、ここは私も計算をしようとしたんですけどなかなか合わせ切らないという部分もありましたので、ちょっと説明をいただきたいというふうに思いますが。その54ページに給食センター費ということで補正がなされております。ここで、最終的に一般財源が419万6,000円、その他の財源の補正減が1,000万円です。それで地方債が、もちろん今先ほど言いましたような10ページの表の4のとおり6,800万円です。それで、国庫支出金が先ほどあった学校施設整備環境改善交付金です、これが4,231万6,000円となっておりますが、この55ページで一般財源を708万7,000円という補正減をしてあります。この辺がどうしても私の計算ではつじつまが合わないということになりますが、合うような説明を一ついただきたいなというふうに思いますが、よろしく。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

この財源の事業に対する分のわかりやすいのが、60ページのほうで繰り越しに係る継続費の財源内訳という資料をつけております。28年度、29年度ということで2段書きになっておりますけども、上段のほうは補正前、下段のほうは補正後というふうになっております。国庫支出金が当初1,631万2,000円でしたけども、今回の増になった分と、当初予定していた分よりも少しふえた分合わせて5,862万8,000円。

それから、地方債ですけども、当初2億円の過疎債を予定しておりますけども、これがその過疎債と今回補正しております補正予算債6,800万円を加えまして2億6,800万円。

それから、その他といたしまして、先ほど御案内の1,000万円の減になりますけども、これは公共施設整備基金の減ということでございます。残りの一般財源が当初予算額で568万8,000円、これが差し引きで314万4,000円といった28年度の継続費に係る財源というふうになってまいります。

29年度にいたしましても、前倒し等の補正がございましたので、上段の補正前と下段のほうの補正後といったところでの変更になっていると。一番下が合計の欄で、それぞれの項目

のとおりでございます。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

大体の説明でわかったようなわからないような感じですが、要するに8ページの継続費補正、今回一番問題の惹起したのは、当然2次補正で前倒し交付金があったということで大きく変更されておりますことはわかります。それで、先ほど言われたように、要するに個人の総額というのは変わらないわけですから、その年割り額が変わったということで、今回その2次補正を今年度中に予算消化ができるのかということが、今議決をしてもう今年度といたらないわけですが、5月まで延長されるんですか。今3月31日ですが、5月31日ですか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

先ほども少し説明いたしましたけども、年割り額の変更がつまり前倒しの補助金に係る経費の分が歳出として出てまいりますけども、これを継続費の中での通次繰り越しといった制度がございます。この通次繰り越しを使って29年度で施工すると、その補助経費以外の町単独になりますけども、それも29年度で施工するといった手続になってまいります。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

通次繰り越しで対応するということですが、要するに28年度事業で予算を消化するということでしょうか。その期限内に予算の執行ができるのかできないのかで聞きよつとです。現実、現場が。予算はしたけれども、28年度中に予算執行ができるのかで聞きよつとです。

○財政課長（西村正史君）

この増になった分、つまりその補助金の経費の分ですけども、28年度内での施工は難しいということで通次繰り越しを行って予算を執行するというふうな形になってまいります。

○10番（末次利男君）

29年度でよかということですね。

○財政課長（西村正史君）

29年度での施工になってまいります。

○6番（所賀 廣君）

41ページの4項の目の4、合併処理浄化槽の補助金なんですけど、これは実績が大きく下回ったというふうな説明がありますが、何基の実績があったのでしょうか。

○議長（坂口久信君）

さっき言わんやったかな。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

平成28年度で合計26基の見込みでございます。

○6番（所賀 廣君）

何回も言わせて済ませません。

この浄化槽ですけど、ある方が据えたとします、7人槽でも10人槽でも結構ですが。やむなくここを建てかえるようになったというときに、据えてから補助金をいただいて例えば3年後ぐらいに家を壊して建てかえることになった。当然浄化槽も取り除くわけでしょうけど、そうなった場合にじゃあ3年後にもう一回浄化槽の補助をしてくださいというふうなことは可能なんですか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

これについては、非常に難しい判断になってまいります。今、当然住宅等あるいは浄化槽を補助を受けて設置する場合は、ある程度の将来を見越した上でしていただく責任があるというふうに考えております。何らかの理由で家を建てかえる、3年後にという場合には、やはりどうしても前の補助というものは、新たに新しく補助を差し上げるということは難しいだろうと今のところは考えているところでございます。

○6番（所賀 廣君）

難しいだろうということで、決まりがあるというふうな説明はなさいませんでした。恐らく新築の場合はちゃんと補助を受けてするわけでしょうけど、家が古い場合にそういった浄化槽の設置申請をされた、それがどうしてもやむなく、例えば道路にかかった立ち退きだとか、何かの理由で取り壊しをしてつくり直さんばいかんごとになったというようなときがあるかもわからんと思うとです。その辺ははっきりさせたいほうが、今後あったときにこういった理由で立ち退かんばことになったとこれ補助金出らんとねというふうなところが出てくるかもわからんとですけど、その辺考える必要があると思っております。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

今議員おっしゃったような事例の場合、立ち退きのような場合は当然それに対しての補償というものがついてまいりますから、その辺で手当てはできるように考えております。この件について明確な規定がないので、その辺については市町村の判断ということを求められるところです。どうしても浄化槽を国、県、町の補助をいただいて設置したいと言われる場合、やはりある程度将来的な、その浄化槽のある程度の寿命を消化するみたいな、個人さん方それぞれ責任を持って計画をしてもらいたい。つけたけどもやっぱり家ば建てかえたけんもう一丁くんしゃいというふうなのは、やはり補助の目的からして外れてくるだろうと。どうしてもというならば、前回設置した浄化槽を生かしながら家をつくる計画をしていただきたい

というふうな指導をするべきであるというふうと考えておるところでございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第2号 平成28年度太良町一般会計補正予算（第5号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前11時 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第3号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第3号 平成28年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第3号 平成28年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第4号

○議長（坂口久信君）

日程第4．議案第4号 平成28年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第4号 平成28年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第5号

○議長（坂口久信君）

日程第5．議案第5号 平成28年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第5号 平成28年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第6号

○議長（坂口久信君）

日程第6．議案第6号 平成28年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第6号 平成28年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（坂口久信君）

日程第7．議案第7号 平成28年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第7号 平成28年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第8号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第8号 平成28年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（所賀 廣君）

水道事業の4ページを見てみますと、上水道施設漏水調査業務委託料ということで33万4,000円ほどの減になってますが、この漏水ですが、年を追うごとにこの漏水状況というのがなくなってるというんですか、漏水箇所が大分減ってきているというふうに受けとめていわけですか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

年を追うごとに確実に減少しているというふうには申し上げられない状況でございます。管を一部新しくしてもまた当然よそは古くなってまいりますし、漏水修理をしてもまた新たな箇所で復原現象というようなものが起きてまいりますので、常にこの漏水調査委託業務等を行いながら、漏水の箇所を減らしていく努力を怠らないようにしながら有収率の維持、向上に努めていかなければならないところでございます。

○6番（所賀 廣君）

では、そう目立った動きはないということであるならば、この33万4,000円という減額は、当初の漏水調査を実施する予定だったが、結局回数をそこまでやらなかったというふうなことですか、漏水調査。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

本年度の実施予定箇所については予定どおり行いました。結果は、入札の減の分の補正減でございます。

○議長（坂口久信君）

先ほどの答弁漏れがありますので、財政課長に答弁させますので。一応区切りますので。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第8号 平成28年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

先ほどの所賀議員の答弁に答弁漏れがございましたので、担当課長に説明させます。

○財政課長（西村正史君）

先ほどの所賀議員さんからの御質問について答弁漏れがありましたので、御説明いたします。

ふるさと納税の中で個人とあと企業と、それから太良町の出身はどれくらいいるのかというふうな御質問だったと思いますけども、会社名で今寄附されているのが3件ございます。しかしながら、会社の中でも個人名義でもしされた場合は、そこは把握できないといったところがございます。

それから、太良町出身はどれくらいかということでございますけども、それぞれ寄附者の今おられるところの住所で寄附されますので、誰が太良町出身かというのは今把握はできません。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

これをもって本日の議事日程を終了したので、これにて散会をいたします。

午前11時8分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 末 次 利 男

署名議員 下 平 力 人